

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
代理人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

上記審査請求人から平成20年10月6日付けで提起のあった生活保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

福井市福祉事務所長が平成20年10月1日付け地福第422号で審査請求人に対して行った生活保護法第62条第3項の規定による保護停止決定は、これを取消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、福井市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成20年10月1日付け地福第422号で審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第62条第3項の規定による保護停止決定(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求める、というものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

処分庁が、請求人に対して行った本件処分の前提とされた法第27条の規定による指導事項が違憲または不当なものであり、法第62条第3項の保護停止の要件を欠く旨主張している。

第2 当庁の認定事実および判断

1 当庁の認定した事実および判断は、次のとおりである。

(1) 認定した事実

ア 処分庁は、平成20年1月30日に、請求人が車両番号福井40な4235のダイハツ軽トラック自動車(以下「自動車」という。)を運転していることを確認し、同日、保有を確認したことから、平成20年2月1日に、請求人に対し、自動車の保有を認めないことを伝え、処分を行うように口頭による指導指示を行った。

イ 処分庁は、請求人が処分庁の指導指示に従わなかったため、平成20年3月31日、法第27条の規定に基づき、自動車の処分に関し以下のとおり文書による指導指示を行った。

「氏には自動車の保有並びに使用を認めておりません。よって、下記の通り指導します。

1 ダイハツ軽トラック(福井40な4235)の処分

※ただし、譲渡・名義変更・売却等による処分の場合は、相手先に事実確認を行います。

2 売却処分した場合、売却代金の返還

3 処分したことがわかる書類(廃車証明書等)の提出」

ウ 処分庁は、請求人が指導指示した事項を履行しなかったことから、法第62条第3項に基づく処分を行うため、平成20年4月16日、法第62条第4項の規定により、請求人に対し、平成20年4月22日に生活保護停止処分に係る弁明の機会を付与する旨の通知を行った。

エ 請求人は、氏(以下「代理人」という。)に代理人として委任を行い、代理人は、平成20年4月21日に、処分庁に委任状を提出した。

オ 代理人は、平成20年4月21日、平成20年5月9日に処分庁に弁明期日の延期の申立てを行うとともに平成20年5月30日に弁明書を提出した。

カ 処分庁は、弁明の機会の日時を変更し、平成20年6月19日に、請求人に対して、生活保護停止処分に係る弁明の機会を設けた。

キ 処分庁は、平成20年7月2日に平成20年2月29日に提出された請求人の主治医であるの診断書の内容を検討するため、法28条第1項に基づき検診命令を行い、請求人は、平成20年7月11日にで検診を受けた。

ク 処分庁は、平成20年7月15日に、から検診命令の結果を受理した。

ケ 処分庁は、平成20年8月14日に、長に対し、請求人の治療状況等に関する意見の交付を依頼し、同日付けで意見書を受

理した。

コ 処分庁は、平成20年9月10日に、以下のことについて報告書を作成した。

「平成18年4月26日から平成20年9月5日までの間に、請求人が自宅および自宅付近で杖を使用せずに歩行していたことを処分庁職員が目撃した計7日間」

「請求人が杖を使用せずに生活していることに関して、平成20年7月27日に処分庁が地域住民に行った調査結果」

「請求人が杖を使用せずに奉仕作業を行ったとされる自宅付近の側溝について、平成20年9月20日に処分庁が行った調査結果」

サ 処分庁は、平成20年9月11日に、作成した上記コの報告書をもとに、XXXXXXXXXX長に対し、再度意見書の交付を依頼し、平成20年9月12日に、XXXXXXXXXX長から検診書の結果を受理した。

シ 処分庁は、平成20年9月30日付けで、請求人に対し、本件処分を通知し、平成20年10月1日、本件処分を行った。停止理由として「生活保護法第27条の規定による指導事項の不履行のため、同法第62条第3項により保護停止と記載している。

ス 請求人は、平成20年10月6日に本件審査請求および本件審査請求を代理人に委任する委任状の提出を行った。

セ 処分庁は、平成20年10月14日に「本件審査請求を棄却する裁決を求める。」との弁明書を提出した。

ソ 請求人は反論書において、平成20年5月30日に処分庁に弁明書（以下「請求人弁明書」という。）を提出し、「書面による釈明を求めた点について、書面による回答を拒否し、請求人代理人が求めた弁明期日の続行にも応じない。

また、本件処分については、処分庁が弁明期日の後になされた上記キの検診命令の結果が不利益処分の原因となる「事実関係を左右し得る新たな証拠書類等」に該当することは明らかであるが、処分庁は、検診命令の結果の開示を求める請求人の申出を拒否し、何ら防御の機会を与えないままに、本件処分を行った。

以上の点から本件処分は、法第62条第4項に規定する弁明の機会が与えられておらず、この点だけをもってしても、本件処分が重大な手続き上の瑕疵を有するものであり、取り消されるべきものである。」と反論している。

また、「上記コの報告書は、処分庁が請求人の行動の一部を恣意的に記録したものであって、その内容が客観的事実とは認められず、

これらの書類に記載された事実が本件処分の重要な前提となっていると考えられるが、それに対する請求人の防御の機会は全くない。審査請求においては、これらの書類に記載された事実を判断の前提におくことはできない。

さらに、上記サの検診書は、「報告書に記載されている日常生活動作から判断すると」として、上記事実を判断の前提に置いたものであって、仮定した事実関係が誤ったものであるから、その「理学的所見」は無意味なものである。

また、請求人弁明書において求釈明および確認を求めた点についても明確な回答を求める。」と反論している。

タ 処分庁は、再弁明にて、「弁明の機会の付与を含める処分に関する手続きについては、法第62条第4項および第5項の規定に基づき適正に行っているものであり、手続上の瑕疵は存在しない。また請求人の身体状況については、検診命令結果等の資料に基づき、公共交通機関等の利用が可能であると判断したものである。なお、現時点において、追加提出する資料はない。」と弁明している。

チ 請求人は再反論書において、「処分庁は、何ら具体的な主張をすることなく、抽象的に「手続上の瑕疵は存在しない。」と弁明しているが、請求人が繰り返し釈明を求めている事項について、釈明に応じていない。この点だけを取ってみても、手続上の重大な瑕疵があることは明らかであり、処分庁の主張が失当であることは明らかである。」と反論している。

ツ 処分庁は、再々弁明書において以下のとおり弁明している。

1 平成20年2月1日、自動車処分し、公共交通機関等を利用して通院するよう口頭指導を行った。

2 平成20年3月31日、請求人に対し、文書指導を行った。

3 平成20年5月13日付け地福第93号においても、指導理由の通知を行った。

上記のことから、処分庁は、「指導理由について従前より請求人に対し説明を行ってきたものである。」と再々弁明にて記載している。

テ 請求人は、再々反論書にて、証拠物件の閲覧請求および口頭による意見陳述を求めた。

ト 請求人は、平成21年2月9日、口頭意見陳述にて、「処分庁は、請求人は運転することが危ないから運転をやめなさいという言い方で指導等をしていたが、聴聞の時になって、バスに乗ることが可能であり、公共交通機関の利用が十分可能だという事を言い出して

20
おり、全く主張が変わっている。」と陳述している。

(2) 判断

①被保護者に対する指導指示および被保護者が指導等に従う義務

ア 「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ」（法第27条第1項）、「保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の健康状態を調査するために、医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる」とされている（法第28条第1項）。

イ また、「被保護者は、保護の実施機関が、法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」とされ（法第62条第1項）、「被保護者がこの義務に違反したとき、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」とされている（同条第3項）。

②適正な手続き

ア 「保護の実施機関は、法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない」とされている（同条第4項）。

イ また、生活保護法施行規則第19条によれば、「法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない」とされている。

③本件処分についての判断

ア 平成20年10月14日付「弁明書」によると、処分庁は、平成20年3月31日に請求人に対し、法第27条第1項の規定に基づき請求人が保有する車を処分するよう文書指導した後、同年6月19日に法第62条第4項の規定に基づき請求人に対して「弁明の機会」を設けた。その後、処分庁は、請求人が提出した■■■■診断書について検討を行うため、同年7月2日に「検診命令」を行い、同年7月15日に検診結果を受理した。さらに処分庁は、同年8月14日に■■■■長に対し請求人の治療状況等に関する意見の交付を依頼し、同日付けで意見書を受理した。また、同年9月11日に■■■■長に対し意見の交付を依頼し、同月12日に検診書の結果を受理した。そして、処分庁は、同年10月1日に法62条3項の規定により本件処分を行ったものである。

イ 処分庁は、本件処分について、平成20年3月31日に行った文書指導の不履行を理由としているが、同年11月12日付「再弁明書」において処分庁は「請求人の身体状況については、検診命令結果等の資料に基づき、公共交通機関等の利用が可能であると判断した」としており、同年3月の文書指導および6月に設けられた「弁明の機会」以降に取得した「検診命令」の結果等が、本件処分の判断にあたっての重要な材料となっている。

ウ つまり、処分庁は、10月の本件処分を行うことを決定するにあたり、「検診命令」の結果等を新たな判断材料として加えており、10月の本件処分は、3月とは別の判断に基づいた処分であるということがいえる。

エ また、処分庁は本件処分の判断の際に重要な材料となった検診命令結果等の資料を、請求人から閲覧の請求があったにも関わらず拒否しており、請求人に対して検診命令結果等についての防御の機会を全く与えていない。

オ したがって、処分庁は、本件処分を行う前に、再度文書指導を行い、さらに「弁明の機会」を設けるなどの必要な手続きを行うべきであったものと考えられる。

カ しかしながら、処分庁は、必要な文書指導を行わず、しかも「弁明の機会」も与えないまま本件処分を行ったものであり、本件処分は適正な手続きを欠いた手続上瑕疵ある処分であると認められる。

以上のことから、請求人の申し立てを認め、主文のとおり裁決する。

平成23年8月23日

福井県知事 西川 一誠

教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした福井市を被告として決定取消しの訴え（訴えにおいて福井市を代表する者は福井市長となる。）を、あるいは福井県を被告としてこの裁決の取消しの訴え（訴えにおいて福井県を代表する者は福井県知事となる。）を提起することができる。